

関係機関の皆様

高度被ばく医療支援センター連携会議
事務局

中核人材技能維持研修の受講対象者について

【概要】

令和6年4月より中核人材技能維持研修が開始されております。現行の制度では、旧体系中核人材研修修了者で新体系基礎研修を修了した方については、新体系中核人材研修を受講しない限り、中核人材技能維持研修を受講することができないこととなっております。関係各所より、本制度を再検討してほしいとの意見があったため、連携会議および研修部会にて検討を行いました。

令和6年度第3回連携会議（令和6年8月8日開催）において、中核人材技能維持研修の受講対象者について審議を行い、以下の方針が決定いたしましたので、お知らせいたします。

旧体系修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも中核人材技能維持研修を受講できることとする。

（上記検討結果理由）

研修を受講するまでの期間が延びるほど、知識や技能は低下するという現実がある一方で、受講者側に研修の受講負担があること、また次世代の育成が急がれている現状があることから、上記審議結果に至った。人材の質の維持・向上も重要であると認識する一方で、人材の量的確保に重きを置いた決定となる。

【運用方法】

令和6年度11月以降の中核人材技能維持研修より運用を開始する。

本決定に伴い、被ばく医療研修認定委員会運用取り決めが8月22付で改訂されております。

<https://www.gst.go.jp/site/nirs/rem-committee.html>

引き続き、原子力災害医療研修への一層の充実を図って参りますので、ご支援・ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上

<本件問合せ先>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

基幹高度被ばく医療支援センター事務局

e-mail : koudo_kikaku@qst.go.jp

【参考：令和6年度第3回連携会議資料（一部抜粋）】

1. 現状

令和5年度第12回連携会議（書面審議）において、「中核人材技能維持研修・基礎研修eラーニングの新設に伴う運用規定類の改訂」について了承され、令和6年4月1日付で、被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決めおよび取決め（細則）が改訂された。これを受け、令和6年4月より中核人材技能維持研修が開始され、令和6年5月に連携会議事務局より関係各所へ周知が行われた（資料【3-2】）。

現行では、旧体系中核人材研修修了者で新体系基礎研修を修了した方については、新体系中核人材研修を受講しない限り、中核人材技能維持研修を受講することができない。

2. 関係各所より寄せられた意見

令和6年5月に関係各所へ周知を行った際に、「旧体系中核人材研修修了者で新体系基礎研修をした方のなかで、中核人材技能維持研修の設置を待たれていた方がおられるであろうことと、中核人材研修修了資格を更新しない選択をする方が出てくるのではないかということの懸念から、これらの方も中核人材技能維持研修を受講できるようにしていただきたい」との意見があった。

3. 令和5年度までの連携会議・研修部会における旧体系研修修了者に係る決定事項

令和5年度までの研修部会において、旧体系派遣チーム研修を修了した方の修了資格の扱い及びその更新方法に関して議論が行われた。議論の結果、以下の結論に達し、連携会議にて承認された。本方針については、令和5年7月に連携会議事務局より関係各所へ周知が行われた。

1. 令和3年度以降運用されている原子力災害医療研修体系（以下、新体系）基礎研修を令和5年度末までに受講することで、旧体系派遣チーム研修修了資格を3年間延長する。

2. 研修部会は、現行の研修体系の課題について課題があることを共通認識し、引き続き研修体系全般を俯瞰した具体的な改善策を検討し実践する。

（上記決定に至った経緯）

新体系基礎研修受講による旧体系派遣チーム資格の3年延長が実現している点、上記対策に従い既に対応された有資格者が多数おられる点、さらなる変更は関係者の信頼を損ね混乱を招く事が予想される点、などを踏まえて現時点での新たな追加措置は避けるべきと判断した。

4. 令和6年度の研修部会における審議内容

「旧体系修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも中核人材技能維持研修を受講できることとするかどうか。」について、議論を行った。

中核人材技能維持研修修了者の受講対象者について、研修部会にて取りまとめた内容は以下の通り。

旧体系修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも中核人材技能維持研修を受講できることとする。

また、現行の制度は、昨今連携会議にて承認され、令和6年4月1日付で施行されたものであるため、連携会議にて最終的な審議を依頼することが決定した。

【3. 令和5年度までの連携会議・研修部会における旧体系研修修了者に係る決定事項】を踏まえた上で、議論を行った。研修を受講するまでの期間が延びるほど、知識や技能は低下するという現実がある一方で、受講者側に研修の受講負担があること、また次世代の育成が急がれている現状があることから、上記審議結果に至った。人材の質の維持・向上も重要であると認識する一方で、人材の量的確保に重きを置いた決定となる。

5. 被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め改定案

※旧体系修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも中核人材技能維持研修を受講することが決定した場合

具体的な運用ルールの改正については、連携会議での承認後、被ばく医療研修認定委員会に通知し、当該委員会による運用取り決めへの記載が必要となる。

旧体系修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも中核人材技能維持研修を受講できることに決定した場合は、以下の記載（案）が必要となる。

《被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め（記載案）》

新	旧	備考欄
(研修の受講資格) 第12条 (3) 専門研修のうち、原子力災害医療中核人材技能維持研修を受講する者は、令和3年4月以降の原子力災害医療中核人材研修また	(研修の受講資格) 第12条 (3) 専門研修のうち、原子力災害医療中核人材技能維持研修を受講する者は、令和3年4月以降の原子力災害医療中核人材研修また	

<p>は原子力災害医療中核人材技能維持研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者<u>もしくは平成 26 年度以降令和 2 年度までに開催された中核人材研修（相当の研修を含む）の修了者で、令和 3 年度から令和 5 年度までの基礎研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者</u>とする。</p>	<p>は原子力災害医療中核人材技能維持研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。</p>	<p>（追加）</p>
--	--	-------------

【参考：令和6年度中核人材技能維持研修スケジュール】

- 6/29-30：福島県立医科大学（現行の受講対象者で実施済）
- 10/2-3、2/18-19：QST
- 11/23：福井大学
- 11/27-28：弘前大学
- 1/31-2/1：長崎大学

【参考：原子力災害医療研修 研修体系】

